

政府保証付与の可否に係るメルクマールについて

政府の法人に対する債務保証は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられている（下記（参考）参照）。

例外として、

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること、業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、従って、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限り、政府保証を行うことを可能としているところ。

従って、例えば、政府保証債を発行するためには、各発行体の設立根拠法等に債券発行規定及び政府が債務の保証契約を行うことができる旨の規定を置く必要がある。

（参考）法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（抄）

（昭和21年法律第24号）

第3条

政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の債務については、この限りでない。

平成14年度 政府保証債発行予定法人一覧

| 法人名 | 法人区分 | 発行予定額（億円） |
|---------------|------------|---------------|
| 1 住宅金融公庫 | 特殊法人 | 2,500 |
| 2 国民生活金融公庫 | " | 1,000 |
| 3 中小企業金融公庫 | " | 3,670 |
| 4 農林漁業金融公庫 | " | 130 |
| 5 公営企業金融公庫 | " | 13,920 |
| 6 日本政策投資銀行 | " | 500 |
| 7 日本道路公団 | " | 2,000 |
| 8 新東京国際空港公団 | " | 245 |
| 9 関西国際空港株式会社 | 特殊会社 | 283 |
| 10 中部国際空港株式会社 | 株式会社（指定法人） | 648 |
| 11 民間都市開発推進機構 | 財団法人（指定法人） | 6 |
| 12 預金保険機構 | 認可法人 | 25,200 |
| 計 | | 50,102 |

国際拠点空港整備の財源スキームにおける政府保証債の取扱い

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------|--------|-----------------------|-----------|-----------|---------------------|------------------------|---------------------|--------------------------|
| 成 田 (公 団) | | ⇒ | 出資 20% | | 有利子資金 80% | | | | |
| | | | 国 100% | 特別債等 24% | | 政府保証債 56% (80%×70%) | | | |
| 関 空 (特 殊 会 社) | 一 期 | | ⇒ | 出資 30% | | | 有利子資金 70% | | |
| | | | | 国 4/6 | 地方 1/6 | 民間 1/6 | 特別債等 21% | 政府保証債 49% (70%×70%) | |
| | 二 期 | 上 物 | 従来スキーム | ⇒ | 出資 30% | | 有利子資金 70% | | |
| | | | | | 国 2/3 | 民間 1/3 | | 特別債等 21% | 政府保証債 49% (70%×70%) |
| | | 下 物 | スキーム見直し後 (2007年まで) | ⇒ | 出資 48% | | | 有利子資金 52% | |
| | | | | | 国 2/3 | 民間 1/3 | | 特別債等 15.6% | 政府保証債 36.4% (52%×70%) |
| | 下 物 | 従来スキーム | ⇒ | 出資 30% | | 無利子貸付 25% | | 有利子資金 45% | |
| | | | | 国 2/3 | 地方 1/3 | 国 2/3 | 地方 1/3 | | |
| 下 物 | スキーム見直し後 (2007年まで) | ⇒ | 出資 38% | | 無利子貸付 32% | | 有利子資金 30% | | |
| | | | 国 2/3 | 地方 1/3 | 国 2/3 | 地方 1/3 | | | |
| 中 部 (指 定 法 人) | | ⇒ | 出資 13% | | 無利子貸付 27% | | 有利子資金 60% | | |
| | | | 国 4/5 | 地方 1/5 | 市中融資 18% | | 政府保証債 42% (60%×70%) | | |

出資金の割合 国：地方：民間 = 4：1：5

(注1) 関空一期、二期(上物)、中部については、政府保証債対象事業(対象施設：滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等)について記載

(注2) 関空二期(下物)については、実施主体が関西国際空港用地造成株式会社(関空会社及び地方公共団体が出資)であり、政府保証付の資金調達はない

(注3) 関空二期のスキーム見直し：2007年度までの事業費を抑制しつつも、出資・無利子貸付の絶対額を維持することにより、有利子資金割合を圧縮

空港関係特殊会社等の債務に係る政府保証規定等

関西国際空港株式会社法

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>業務の公共性・ 公益性</p> | <p>(会社の目的) 第1条 関西国際空港株式会社は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。</p> <p>(関西国際空港) 第2条 関西国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、大阪府の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> |
| <p>業務の執行、財務会計等についての国の監督</p> | <p>(事業計画) 第17条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(社債及び借入金) 第18条 会社は、社債(中略)を募集し、又は弁済期間が1年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(財務諸表) 第21条 会社は、毎営業年度終了後3月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(監督) 第22条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> |
| <p>債務保証規定</p> | <p>第9条 <u>政府は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条第1項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)</u> <u>について、保証契約をすることができる。</u></p> |

中部国際空港の設置及び管理に関する法律

| | |
|----------------------|---|
| 業務の公共性・ 公益性 | <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。</p> <p>(中部国際空港)</p> <p>第2条 中部国際空港は、国際航空路線に必要な公共用飛行場として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>(中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定)</p> <p>第4条 国土交通大臣は、第6条第1項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であって、次の各号(略)に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行うものとして指定することができる。</p> <p>(指定会社の事業)</p> <p>第6条 指定会社は次の事業を営むものとする</p> <p>一 中部国際空港の設置及び管理 (以下、省略)</p> |
| 業務の執行、財務会計等についての国の監督 | <p>(事業計画)</p> <p>第14条 指定会社は、毎営業年度の開始前に、(中略)国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(社債及び借入金)</p> <p>第15条 指定会社は、社債(中略)を募集し、又は弁済期間が1年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第18条 指定会社は、毎営業年度終了後3月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第19条 国土交通大臣は、(中略)事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> |
| 債務保証規定 | <p>第8条 <u>政府は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、指定会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条第1項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)</u>について、<u>保証契約をすることができる。</u></p> |

新東京国際空港公団法

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>業務の公共性・ 公益性</p> | <p>(目的) 第1条 新東京国際空港公団は、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なうこと等により、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(新東京国際空港) 第2条 新東京国際空港は、次の要件を備える公共用飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする。 一 長期にわたっての航空輸送需要に対応することができるものであること。 二 将来における主要な国際航空路線の用に供することができるものであること。</p> |
| <p>業務の執行、財務会計等についての国の監督</p> | <p>(事業計画等の認可) 第26条 公団は、毎営業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(財務諸表等) 第27条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(借入金及び東京国際空港債券) 第29条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は新東京国際空港債券を発行することができる。</p> <p>(監督) 第36条 公団は、国土交通大臣が監督する。 2 国土交通大臣はこの法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> |
| <p>債務保証規定</p> | <p>第30条 <u>政府は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)</u> <u>について、保証契約をすることができる。</u></p> |

発足当初のＪＲ各社が発行する社債に対する債務保証について

ＪＲ本州３社について、発足当初から５年間に限ったの暫定措置。
債務保証の対象となる社債によって調達される資金の用途に制限なし。
但し、発行額は、旧国鉄から承継した鉄道債券（政府保証付き）の償還額の範囲内

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（附則）

（社債に係る債務保証に関する暫定措置）

第１６条

政府は法人の財政援助の制限に関する法律（昭和２１年法律第２４号）第３条の規定にかかわらず、会社（北海道旅客鉄道会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の成立後５年を限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

- 前項の規定により政府が会社の発行する社債に係る債務について保証契約をする場合には、各年度においてする保証契約に係る社債の額は、改革法第２２条の規定により当該会社が承継する鉄道債券にかかる債務であって政府が保証契約をしているものの当該年度における償還額に相当する額を超えることができない。
- 第１項の規定により政府がする保証契約の期間は、１０年を超えることができない。

(資金運用部等による社債の引受けに関する暫定措置)

第17条

会社の発行する債券であって前条第1項の規定により政府が当該社債に係る会社の債務について保証契約をしたものについては、資金運用部資金法(昭和26年法律第100号。以下「資金法」という。)第7条第1項の規定にかかわらず、同項第7号に規定する債券に該当するものとして資金運用部資金をもって引受を行うことができる。

2 政府保証債については、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和27年法律第210号)第3条第1項の規定にかかわらず、同項第9号に規定する債券に該当するものとして簡易生命保険特別会計の積立金(以下「積立金」という。)をもって引受けを行うことができる。

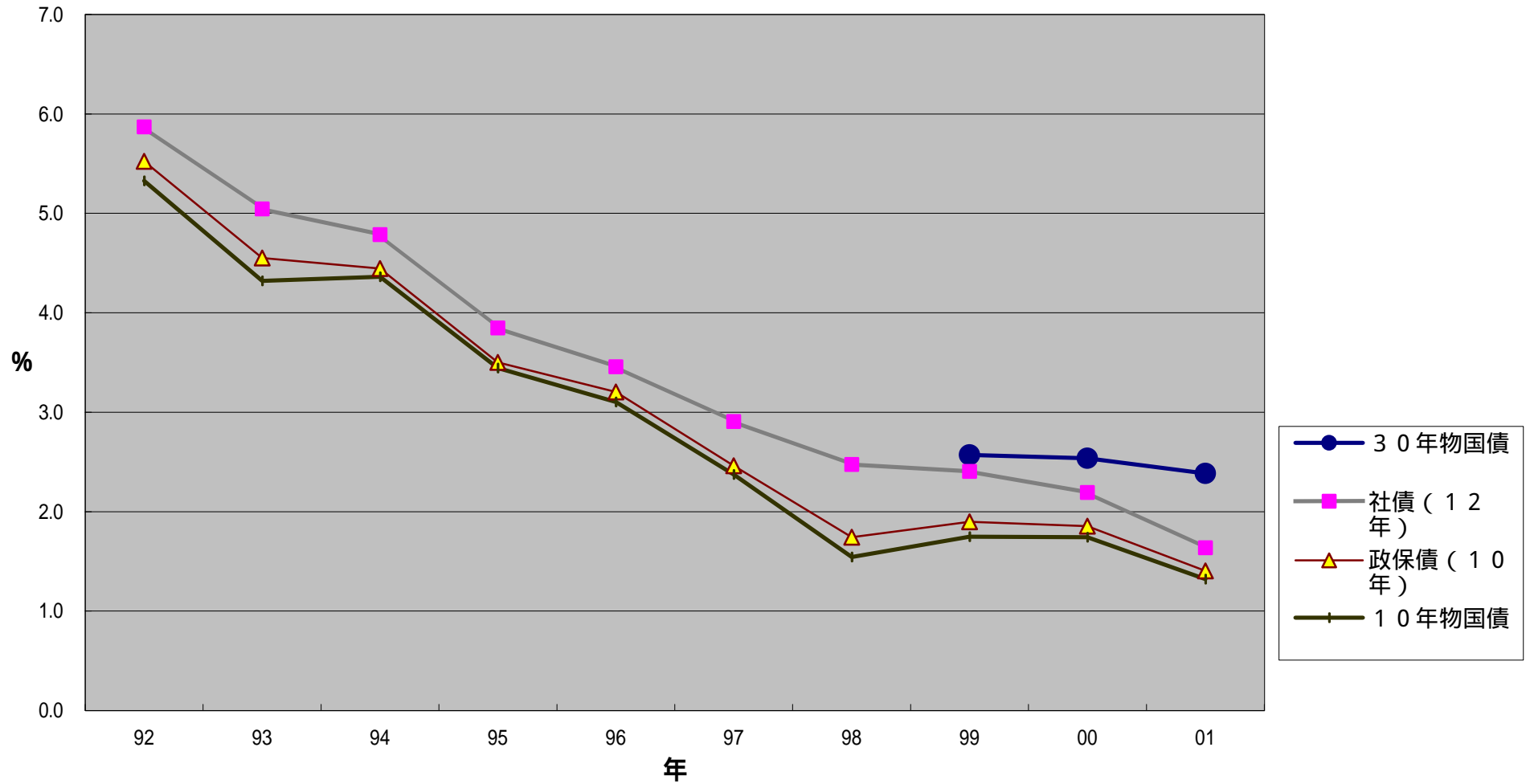
(参考)資金運用部資金法

第7条 資金運用部資金は、次に掲げるものに運用することができる。

- 一 国債
- 二 国に対する貸し付け
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 四 全号に規定する法人に対する貸付け
- 五 地方債
- 六 地方公共団体に対する貸付け
- 七 特別の法律により設立された法人(第3号に規定する法人を除く。)で国、第3号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券
- 八 前号に規定する法人に対する貸付け

(九~十二、略)

国債・政府保証債・社債の流通利回り



(注1) 10年物国債、政府保証債、社債：店頭基準気配の平均値 (出典：日本証券業協会)。

(注2) 30年物国債： 99年 第1回債 (99年9月発行) の各月(9月～12月)末の流通利回りの平均値。

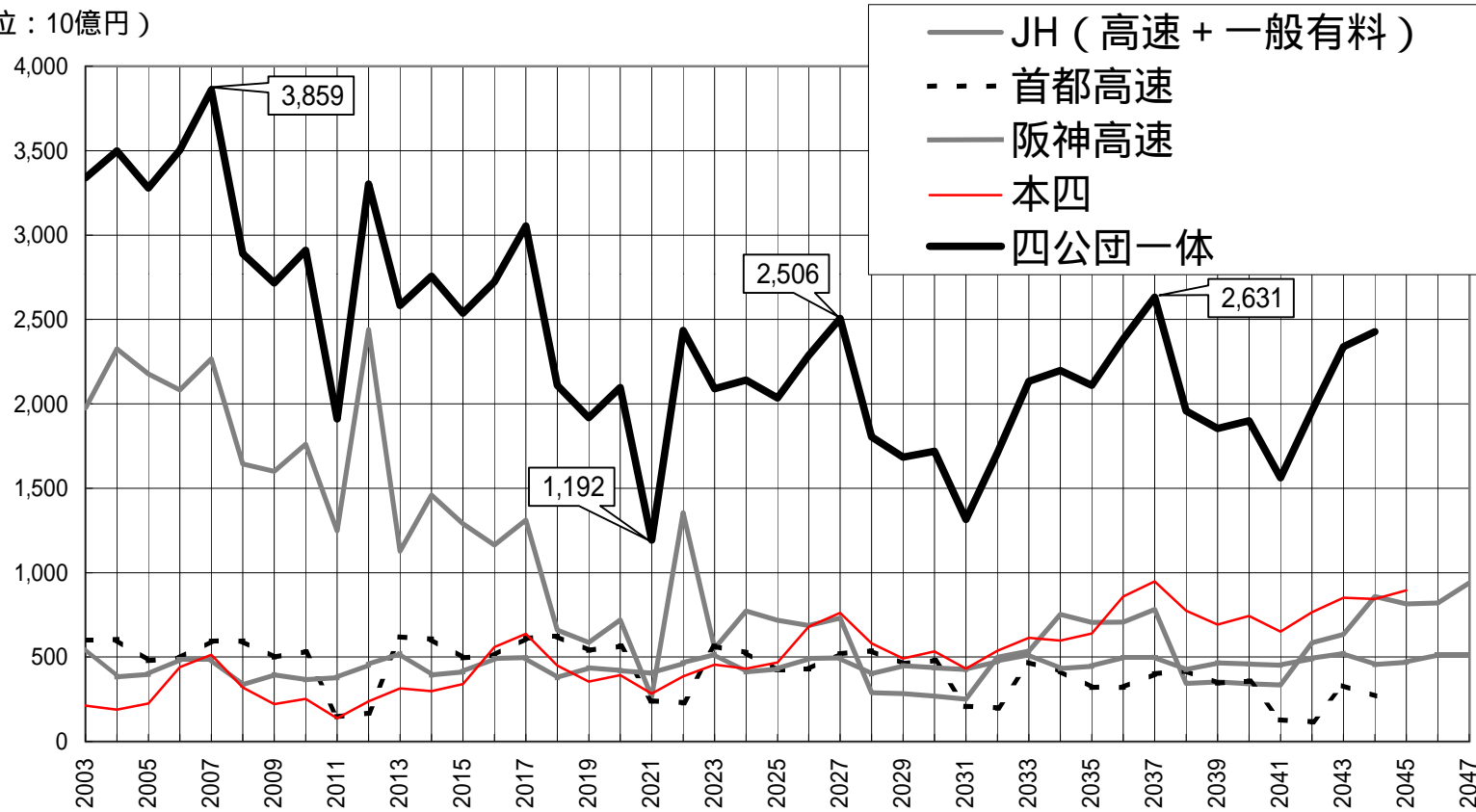
00年 第3回債 (00年5月発行) の各月 (5月～12月)末の流通利回りの平均値。

01年 第5回債 (01年5月発行) の各月 (5月～12月)末の流通利回りの平均値。

要借換額の推移（イメージ）

～ 「四公団の財務状況に関する試算」（第1回集中審議（8/6（火）提出））における連続C/Fより

（単位：10億円）



（注）グラフ化した試算データ的前提条件は下記のとおり。

JH（高速 + 一般有料）：交通量固定、公租公課なし、建設仮勘定あり、高速投資なし、一般有料投資あり（順次、無料開放）

首都高速：新規供用に伴う交通量伸びあり、公租公課なし、基本計画指示済の路線までは完成

阪神高速：新規供用に伴う交通量伸びあり、公租公課なし、基本計画指示済の路線までは完成

（但し、大阪泉北線、神戸山手線（分岐部）、湾岸線（8期）は除く）

本四：交通量固定、公租公課なし、全債務承継

資金調達の推移見通しについて

財政投融资制度の抜本的改革を経て、特殊法人等については

- ・まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行うべきこと
- ・政府保証債については、財政規律の確保等の観点から、直ちに政府保証なしで財投機関債を発行することが困難な機関等について限定的に発行を認める
- ・上記のいずれによっても資金調達が困難であったり、超長期資金を必要とする事業等について、国の信用で一括して市場原理に則した財投債によって調達した資金の貸付けを受ける方式を認める

こととされている。

(H11.12.9 財投制度の抜本的改革案(骨子)より)

(単位：億円)

| | | H13予算(A) | H14予算(B) | (B) - (A) | 今後の見込み | |
|---------------------------------|-----------------------|-----------|----------|-----------|--------|---|
| 財 投 借 入 金 | 日本道路公団 | 20,340 | 18,480 | -1,860 | ➡ | |
| | 首都高速道路公団 | 4,100 | 4,621 | 521 | | |
| | 阪神高速道路公団 | 3,562 | 3,578 | 16 | | |
| | 本州四国連絡橋公団 | 1,228 | 1,036 | -192 | | |
| | 計 | 29,230 | 27,715 | -1,515 | | |
| 自 主 調 達 資 金 等 | 財 投 機 関 債 | 日本道路公団 | 1,500 | 4,000 | 2,500 | ➡ |
| | | 首都高速道路公団 | 100 | 300 | 200 | |
| | | 阪神高速道路公団 | 100 | 200 | 100 | |
| | | 本州四国連絡橋公団 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 計 | 1,700 | 4,500 | 2,800 | |
| | 政 府 保 証 債 | 日本道路公団 | 1,200 | 2,700 | 1,500 | ➡ |
| | | 首都高速道路公団 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 阪神高速道路公団 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 本州四国連絡橋公団 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 計 | 1,200 | 2,700 | 1,500 | |
| | 縁 故 債 | 日本道路公団 | 0 | 0 | 0 | ➡ |
| | | 首都高速道路公団 | 200 | 200 | 0 | |
| | | 阪神高速道路公団 | 200 | 138 | -62 | |
| | | 本州四国連絡橋公団 | 614 | 518 | -96 | |
| | | 計 | 1,014 | 856 | -158 | |
| | 借 入 金 | 日本道路公団 | 6,036 | 4,854 | -1,182 | ➡ |
| 首都高速道路公団 | | 775 | 715 | -60 | | |
| 阪神高速道路公団 | | 620 | 634 | 14 | | |
| 本州四国連絡橋公団 | | 276 | 398 | 122 | | |
| 計 | | 7,707 | 6,601 | -1,106 | | |
| | | 日本道路公団 | 8,736 | 11,554 | 2,818 | ➡ |
| | | 首都高速道路公団 | 1,075 | 1,215 | 140 | |
| | | 阪神高速道路公団 | 920 | 972 | 52 | |
| | | 本州四国連絡橋公団 | 890 | 916 | 26 | |
| | | 計 | 11,621 | 14,657 | 3,036 | |
| 総 計 | | 40,851 | 42,372 | 1,521 | | |

(注) 本州四国連絡橋公団のH15年度要求においては、縁故債、民間借入金をゼロ(皆減)とし、政府保証債を1,428億円(皆増)としている。

(参考) 財政融資資金の運用対象について

財政融資資金法 第10条

財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

- 一 国債
- 二 国に対する貸し付け
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 四 全号に規定する法人に対する貸付け
- 五 地方債
- 六 地方公共団体に対する貸付け
- 七 特別の法律により設立された法人(第3号に規定する法人を除く。)で、国、第3号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行
- !
- 八 全号に規定する法人に対する貸付け
- 九 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券
(次項において「外国債」という。)
- 十 財政融資資金をもって引受け、応募又は買入れを行った債券であって政令で定めるものの
金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け